

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	保険料滞納者に係る支払い方法の変更
根拠法令等及び条項	介護保険法第66条
根拠条項	介護保険法第66条
参考事項	介護保険法施行令第30条 介護保険法施行規則第98条、第99条及び第100条
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市町村は、保険料を滞納している第1号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p> <p>3 市町村は、前2項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。</p> <p>4 1又は2の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4</p>

- 項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定は適用しない。
- 5 1の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
- (1) 予防接種法第12条第1項第1号又は第2項第1項の医療費の支給
 - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - (3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
 - (4) 障害者自立支援法第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
 - (5) 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の規定による医療費の支給
 - 5-2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法四条第一号の医療費の支給
 - 5-3 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給
 - (6) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
 - (7) 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第6項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第4項、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第9条第6項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の4第6項（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第5条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3の3第6項の規定による高額療養費の支給
 - (8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項各号に掲げる給付であって、同令第14条第4項の規定に基づき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に係るもの
 - (9) 全各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付
- 6 1の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。
- 7 1に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。
- (1) 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) その他前2号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。
- 8 7(3)の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 保険料を滞納している要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (2) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (3) 保険料を滞納している要介護被保険者等が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載（法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載をいう。以下同じ。）の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）
 - (4) 保険料を滞納している要介護被保険者等が、法第66条第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給又は第98条に規定する医療に関する給付を受けることとなったこと。
- 9 3に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少又は7に規定する事情とする。